

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

○会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

二

## 企 業 局

○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

二

## 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

二

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各総括課長補佐の専決事項の項第九号中「自家用自動車」を「庁用自動車以外の自動車」に改め、「承認」の下に「運転命令及び報告の徴収」を加える。

別表第一土木部長の河川課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。

イ 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、指定の変更及び解除並びにこれらに係る国土交

通大臣との協議（第三条）

口 流域水害対策計画の策定及び変更並びにこれらに係る国土交通大臣との協議（第四条）

ハ 費用負担に係る他の地方公共団体との協議（第九条）

ニ 改善命令（第二十七条）

ホ 計画の認定の取消し（第二十八条）

ヘ 損失の補償、損失を受けた者との協議及び裁決の申請（第三十八条、第四十五条、第五十四条）

ト 監督処分及び公告（第四十一条、第七十三条）

チ 保全調整池の指定及び解除（第四十四条）

リ 貯留機能保全区域の指定及び解除（第五十三条）

ヌ 浸水被害防止区域の指定、変更及び解除（第五十六条）

ル 移転等の勧告（第七十六条）

ヲ 損失の補償及び損失を受けた者との協議（第七十七条）

別表第一河川課長に係る専決事項の項に次の一号を加える。

九 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する次のこと。

イ 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、変更及び解除に係る意見の聴取及び公示（第三条）

ロ 流域水害対策計画の策定に係る意見の聴取、公聴会の開催及び公表（第四条）

ハ 都道府県流域水害対策協議会の設置（第七条）

ニ 雨水貯留浸透施設の区域の公示（第八条）

ホ 雨水貯留浸透施設整備計画の認定及び変更の認定並びにこれらに係る協議及び通知（第十二

条、第十三条、第十四条）

ヘ 認定事業者に対する助言及び指導（第十五条）

ト 費用の一部の補助（第十六条）

チ 雨水貯留浸透施設に係る管理協定の締結、公告、公示及び縦覧（第十九条、第二十一条、第二

十二条）

リ 雨水貯留浸透施設に係る管理協定の変更、公告、公示及び縦覧（第二十三条）

ヌ 報告の徴収（第二十五条）

ル 地位の承継の承認（第二十六条）

ヲ 雨水浸透阻害行為の許可及びその変更の許可並びにこれらの通知（第三十条、第三十六条、

第三十七条）

- ワ 技術的基準の強化に係る協議への同意(第三十三条)
  - カ 国又は地方公共団体との協議(第三十五条、第六十条、第六十九条)
  - ヨ 工事完了の検査(第三十八条)
  - タ 標識の設置(第三十八条、第四十五条、第五十四条)
  - レ 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可(第三十九条)
  - ソ 監督処分に係る公示(第四十一条、第七十三条)
  - ツ 立入検査(第四十二条、第七十四条)
  - ネ 報告の徴収、資料の提出要求、助言及び勧告(第四十三条、第七十五条)
  - ナ 保全調整池の指定及び解除に係る意見の聴取並びに公示及び通知(第四十四条)
  - ラ 行為の届出に係る通知、助言及び勧告(第四十六条、第五十五条)
  - ム 保全調整池に係る管理協定の締結、公告及び縦覧(第四十八条、第四十九条、第五十条)
  - ウ 保全調整池に係る管理協定の変更、公告及び縦覧(第五十一条)
  - キ 貯留機能保全区域の指定及び解除に係る意見の聴取、土地の所有者からの同意の取得、公示及び通知(第五十三条)
  - ノ 浸水被害防止区域の指定、変更及び解除に係る公告、縦覧、意見の聴取、公示及び図書を送付(第五十六条)
  - オ 特定開発行為の許可及びその変更の許可並びにこれらの通知(第五十七条、第六十一条、第六十二条)
  - ク 市町村からの協議への同意(第五十七条)
  - ヤ 工事完了の検査、検査済証の交付及び工事完了等の公告(第六十三条)
  - マ 特定建築行為の許可及びその変更の許可並びにこれらの許可証の交付及び不許可の通知(第六十六条、第七十条、第七十一条)
  - ケ 市からの協議への同意(第六十八条)
  - フ 土地の取得のあっせんその他の必要な措置(第七十六条)
  - コ 土地の立入りの通知及び告知並びに土地の一時使用に係る通知及び意見の聴取(第七十七条)
  - エ 必要な情報提供、助言その他の援助及び河川協力団体への協力要請(第七十八条)
- 別表第二出納局長の専決事項の項第一号中「又は出納局長」を「、出納局長」に改め、「、場合に限る」とあるのは「場合を除く」とを削る。

附 則

この訓令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、別表第一土木部長の河川課に係る専決事項の項、同表河川課長の専決事項の項及び別表第二出納局長の専決事項の項第一号の改正規定は、令和

五年九月二十九日から施行する。

○宮城県訓令第二十四号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程(令和二年宮城県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「者」の下に「(令和五年十月一日前に新たに準用給料表の適用を受ける職員となつた者を含む)」を加え、「七号俸」を「十二号俸」に改め、「十四万三千五百円」を「十四万八千二百円」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十月一日から施行する。

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「者」の下に「(令和五年十月一日前に新たに給料表の適用を受ける会計年度任用職員となつた者を含む)」を加え、「七号俸」を「十二号俸」に、「十四万三千五百円」を「十四万八千二百円」に改める。

附 則

この管理規程は、令和五年十月一日から施行する。

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会訓令甲第十一号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

宮城県教育委員会

教 育 長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「者」の下に「（令和五年十月一日前に新たに準用給料表の適用を受ける職員となった者を含む）」を加え、「七号俸」を「十二号俸」に、「十四万三千五百円」を「十四万八千二百円」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十月一日から施行する。